

所轄労働局への提出年月日を記載してください。

平成25年6月1日

受動喫煙防止対策を実施する事業場（店舗など）の所在する都道府県の労働局長名としてください。

東京労働局長 殿

申請事業主の主たる事務所の

- ① 所在地
- ② 法人名
- ③ 代表者の職名、氏名を記載してください。

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 厚生労働商事株式会社
 代表取締役 厚労 太郎

印

代表者印を押印してください。

「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」の場合は、「設置する予定の喫煙室」の部分は「措置を講じた喫煙区域（及び要件を満たす喫煙室）」と記載してください。

受動喫煙防止対策に関する今後の方針について

受動喫煙防止対策を実施する事業場（店舗など）の名称を記載してください。

今般、受動喫煙防止対策に係る交付申請を提出した「厚生労働食堂 霞が関店」においては、受動喫煙を防止するため、今後設置する予定の喫煙室以外の場所では事業場内の喫煙を禁止する対策を講じることとするので、申し出ます。

なお、具体的には、以下の取り組みを実施することにより徹底を図ることを予定しております。

（具体的な取り組み）

- ・客席の既設灰皿の撤去
- ・店舗内各所へ喫煙室を設け、それ以外の場所を禁煙にしていることについて周知するステッカーを貼付するほか、メニュー表の隅の余白や店舗ホームページを利用した周知を行う。

宿泊業で、客室を禁煙としない場合は、以下の文章を挿入してください。
「ただし、以下に示す場所は従業員の滞在時間等が限られるため、喫煙を禁止する対策は講じないこととする。」

※：宿泊施設における客室は特別な例外であって、原則として喫煙室や換気措置を講じた区域以外で喫煙可能な場所を設定することは認められません。

申請した事業場内での受動喫煙防止対策を徹底するために実施する取り組みを記載してください。

宿泊業で、客室を禁煙としない場合は、以下の文章を挿入してください。

「（喫煙室以外で喫煙を認める場所）

- ・客室（全○客室中、△客室）」

※：宿泊施設における客室は特別な例外であって、原則として喫煙室や換気措置を講じた区域以外で喫煙可能な場所を設定することは認められません。